

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年3月18日号

審議会委員選挙 候補者の決定及び無投票のお知らせ

双柳南部土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う選挙について、次のとおり立候補の届け出がありました。また、立候補者が選挙すべき委員の数を超えなかったため、3月31日に予定していた審議会委員選挙の投票は行ないませんのでお知らせします。

※立候補届出期間 平成25年2月26日（火）～3月7日（木）

● 双柳南部土地区画整理審議会委員選挙立候補者（届出順、敬称略）

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：7人）

| 番号 | 氏名 | 住所（番地以下省略） |
|----|-------|------------|
| 1 | 宮内重利 | 飯能市大字阿須 |
| 2 | 荻原とき造 | 飯能市大字岩沢 |
| 3 | 大塚ひろみ | 飯能市大字双柳 |
| 4 | 栗原ひろし | 飯能市大字双柳 |
| 5 | 島田たかお | 飯能市大字双柳 |
| 6 | 栗原まさお | 飯能市大字双柳 |
| 7 | 岩澤たろう | 飯能市大字岩沢 |

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：1人）

| 番号 | 氏名 | 住所（番地以下省略） |
|----|--------|------------|
| 1 | 倉田はるみち | 飯能市大字新光 |

● 審議会委員選挙の投票は行ないません。

審議会委員選挙につきましては、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えなかったため、3月31日（日）に予定していた選挙の投票は行いません。

上記立候補者については4月1日の当選人の公告及び通知をもって当選となります。

阿須小久保線の一部と東原巽原線が供用開始いたしました

去る平成25年2月22日に阿須小久保線・東原巽原線開通式を行いました。
当日は、聖望学園音楽部、よさこい飯能乱舞、双柳囃子連保存会の催しが行われました。また、パレードには、多数の皆様が夢馬とコバトンと一緒に参加していただきました。



事業概要

道路延長・道路幅員

阿須小久保線供用開始 267m W=18.0m
(土地区画整理内延長 630m)

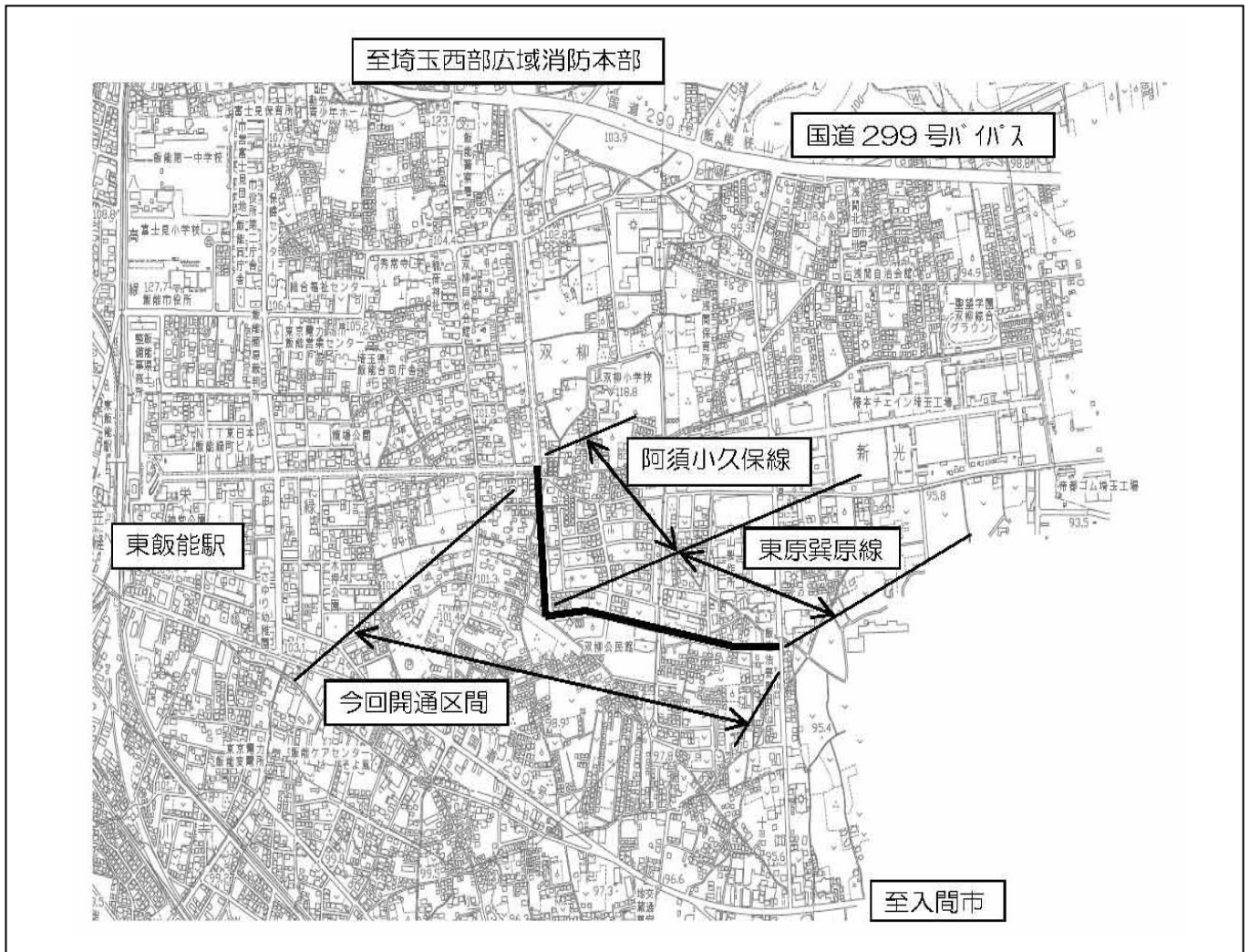
東原巽原線供用開始 548m W=12.0m
(土地区画整理内延長 548m)

本工事費

阿須小久保線 8千9百万円

東原巽原線 1億4千2百万円

◆開通区間



◆これまでの経緯

| | |
|--------|---|
| 平成10年度 | 都市計画道路に係る仮換地指定 |
| 平成19年度 | 東原巽原線工事着手 |
| 平成22年度 | 阿須小久保線工事着手 |
| 平成24年度 | 阿須小久保線一部開通（東飯能駅東口駅前通り線との交差点～東原巽原線） 東原巽原線全線開通（平成25年2月22日） |

◆開通式の様子



テープカット



聖望学園音楽部



よさこい飯能乱舞



双柳囃子連保存会

◆開通による整備効果

- ・ 双柳南部地区と東飯能駅間の利便性の向上
- ・ 双柳南部地区と埼玉西部広域消防本部を結ぶ緊急車両の交通確保
- ・ 国道299号バイパスから産業道路及び入間市方面への幹線道路の確保
- ・ 高齢者、児童、生徒等歩行者の安全確保
- ・ 土地利用の活発化

など、これ以外にも様々な整備効果が期待されます。



土地区画整理事務所からのお願い

○土地の売買について

土地区画整理事業地内においても、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも、お知らせしてある換地計画の内容（仮換地案位置図）を、新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地の指定内容や換地計画の内容についてご不明な場合には、売買する前に土地区画整理事務所までご相談ください。

○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に土地区画整理事務所までご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。また、結婚などでお名前が変わった時なども届出が必要です。詳細につきましては、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所
住 所 飯能市大字笠縫 112-1
電 話 042-973-8682
Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp